

# 福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和2年5月31日)

(追記日:令和 年 月 日)  
福岡都市圏南部環境事業組合

## 1 処分した廃棄物 (令和2年4月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	110 台
重量	1,043.09 t

## 2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			基準値	定量下限値		
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)				
1 塩化物イオン	令和2年4月15日	67	21	8	-	0.1	令和2年4月22日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	〃
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	〃
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
8 シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
措置の必要性	なし							

## 3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	〃
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	〃
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	〃
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
34 水素イオン濃度	令和2年4月2日	6.9	5以上9以下	-	令和2年4月15日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和2年4月2日	1.5	5日間の600mg/L未満	0.5	令和2年4月15日	〃
36 浮遊物質質量(SS)	令和2年4月2日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和2年4月15日	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

#### 4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和2年4月28日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和2年4月28日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和2年4月28日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和2年4月28日	浸出水調整槽	無
	令和2年4月28日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

#### 5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場					
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

#### 6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

# 福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和2年6月30日)

(追記日:令和 年 月 日)  
福岡都市圏南部環境事業組合

## 1 処分した廃棄物 (令和2年5月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	139 台
重量	1,317.43 t

## 2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			基準値	定量下限値		
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)				
1 塩化物イオン	令和2年5月11日	66	22	10	-	0.1	令和2年5月18日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	〃
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	〃
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
8 シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
措置の必要性	なし							

## 3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	〃
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	〃
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	〃
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
34 水素イオン濃度	令和2年5月14日	7.3	5以上9以下	-	令和2年5月29日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和2年5月14日	1.1	5日間の600mg/L未満	0.5	令和2年5月29日	〃
36 浮遊物質質量(SS)	令和2年5月14日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和2年5月29日	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

#### 4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和2年5月27日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和2年5月27日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和2年5月27日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和2年5月27日	浸出水調整槽	無
	令和2年5月27日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

#### 5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場					
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—					10pg-TEQ/L以下
措置の必要性	—						

#### 6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

# 福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和2年7月31日)

(追記日:令和 年 月 日)  
福岡都市圏南部環境事業組合

## 1 処分した廃棄物 (令和2年6月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	107 台
重量	1,015.09 t

## 2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和2年6月10日	59	17	6	-	0.1	令和2年6月15日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	〃
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	〃
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
8 シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
措置の必要性	なし							

## 3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	〃
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	〃
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	〃
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
34 水素イオン濃度	令和2年6月4日	7.1	5以上9以下	-	令和2年6月15日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和2年6月4日	0.8	5日間の600mg/L未満	0.5	令和2年6月15日	〃
36 浮遊物質質量(SS)	令和2年6月4日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和2年6月15日	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

#### 4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和2年6月24日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和2年6月24日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和2年6月24日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和2年6月24日	浸出水調整槽	無
	令和2年6月24日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

#### 5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場					
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						

項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)	水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	—	—	10pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—				

#### 6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

# 福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和2年8月31日)

(追記日:令和 年 月 日)  
福岡都市圏南部環境事業組合

## 1 処分した廃棄物 (令和2年7月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	130 台
重量	1,229.04 t

## 2 周縁地下水の水質

### (1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和2年7月14日	65	22	9.3	-	0.1	令和2年7月22日	月1回
2 アルキル水銀		不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005		年1回
3 総水銀		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005mg/L以下	0.0005		〃
4 カドミウム		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.01mg/L以下	0.0003		〃
5 鉛		0.001未満	0.001	0.001未満	0.01mg/L以下	0.001		〃
6 六価クロム		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下	0.005		〃
7 砒素		0.003	0.003	0.001未満	0.01mg/L以下	0.001		〃
8 シアン		不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.1		〃
9 ポリ塩化ビフェニル		不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005		〃
10 トリクロロエチレン		0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03mg/L以下	0.003		〃
11 テトラクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	0.001		〃
12 ジクロロメタン		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下	0.002		〃
13 四塩化炭素		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下	0.0002		〃
14 1,2-ジクロロエタン		0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004mg/L以下	0.0004		〃
15 1,1-ジクロロエチレン		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.02mg/L以下	0.01		〃
16 1,2-ジクロロエチレン		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04mg/L以下	0.004		〃
17 1,1,1-トリクロロエタン		0.1未満	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下	0.1		〃
18 1,1,2-トリクロロエタン		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/L以下	0.0006		〃
19 1,3-ジクロロプロペン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下	0.0002		〃
20 チウラム		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/L以下	0.0006		〃
21 シマジン		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/L以下	0.0003		〃
22 チオベンカルブ		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下	0.002		〃
23 ベンゼン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	0.001		〃
24 セレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	0.001		〃
25 1,4-ジオキサン		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下	0.005		〃
26 クロロエチレン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下	0.0002		〃
措置の必要性	なし							

## 3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
1 カドミウム及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	年1回
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	〃
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	〃
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	〃
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
34 水素イオン濃度	令和2年7月2日	7.4	5以上9以下	-	令和2年7月10日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和2年7月2日	1.5	5日間の600mg/L未満	0.5	令和2年7月10日	〃
36 浮遊物質質量(SS)	令和2年7月2日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和2年7月10日	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

#### 4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和2年7月29日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和2年7月29日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和2年7月29日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和2年7月29日	浸出水調整槽	無
	令和2年7月29日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

#### 5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場					
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	令和2年7月14日	0.0085	0.079	0.0042	1pg-TEQ/L以下	令和2年8月19日	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

#### 6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回



# 福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和2年9月30日)

(追記日:令和 年 月 日)  
福岡都市圏南部環境事業組合

## 1 処分した廃棄物 (令和2年8月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	105 台
重量	995.95 t

## 2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和2年8月13日	51	23	9.3	-	0.1	令和2年8月26日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	〃
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	〃
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
8 シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	〃
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
措置の必要性	なし							

## 3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度	
			基準値	定量下限値			
			1 カドミウム及びその化合物	-			-
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃	
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃	
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃	
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃	
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃	
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	〃	
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	〃	
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	〃	
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	〃	
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃	
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃	
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃	
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	〃	
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	〃	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	〃	
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	〃	
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃	
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃	
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃	
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	〃	
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃	
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃	
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃	
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	〃	
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	〃	
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃	
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	〃	
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	〃	
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	〃	
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃	
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃	
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	〃	
34 水素イオン濃度	令和2年8月6日	7.2	5以上9以下	-	令和2年8月20日	月1回	
35 生物学的酸素要求量(BOD)	令和2年8月6日	4.4	5日間の600mg/L未満	0.5	令和2年8月20日	〃	
36 浮遊物質質量(SS)	令和2年8月6日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和2年8月20日	〃	
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回	
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	〃	
措置の必要性	なし						

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

#### 4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和2年8月26日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和2年8月26日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和2年8月26日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和2年8月26日	浸出水調整槽	無
	令和2年8月26日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

#### 5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場					
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

#### 6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

# 福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和2年10月31日)

(追記日:令和 年 月 日)  
福岡都市圏南部環境事業組合

## 1 処分した廃棄物 (令和2年9月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	137 台
重量	1,304.24 t

## 2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和2年9月4日	55	21	8.6	-	0.1	令和2年9月15日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

## 3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	令和2年9月3日	7.4	5以上9以下	-	令和2年9月23日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和2年9月3日	0.7	5日間の600mg/L未満	0.5	令和2年9月23日	"
36 浮遊物質質量(SS)	令和2年9月3日	2	600mg/L未満	1	令和2年9月23日	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

#### 4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和2年9月24日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和2年9月24日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和2年9月24日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和2年9月24日	浸出水調整槽	無
	令和2年9月24日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

#### 5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場					
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

#### 6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

# 福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和2年11月30日)

(追記日:令和 年 月 日)  
福岡都市圏南部環境事業組合

## 1 処分した廃棄物 (令和2年10月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	124 台
重量	1,180.60 t

## 2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和2年10月8日	56	23	8.9	-	0.1	令和2年10月15日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	〃
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	〃
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
8 シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	〃
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
措置の必要性	なし							

## 3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	〃
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	〃
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	〃
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
34 水素イオン濃度	令和2年10月1日	7.0	5以上9以下	-	令和2年10月13日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和2年10月1日	0.8	5日間の600mg/L未満	0.5	令和2年10月13日	〃
36 浮遊物質質量(SS)	令和2年10月1日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和2年10月13日	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

#### 4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和2年10月28日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和2年10月28日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和2年10月28日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和2年10月28日	浸出水調整槽	無
	令和2年10月28日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

#### 5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場					
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—					10pg-TEQ/L以下
措置の必要性	—						

#### 6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

# 福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和2年12月31日)

(追記日:令和 年 月 日)  
福岡都市圏南部環境事業組合

## 1 処分した廃棄物 (令和2年11月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	99 台
重量	941.61 t

## 2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和2年11月2日	62	22	8.5	-	0.1	令和2年11月10日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

## 3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	令和2年11月2日		
2 シアン化合物	令和2年11月2日	0.1未満	1mg/L以下		令和2年11月19日	"
3 有機燐化合物	令和2年11月2日	0.1未満	1mg/L以下		令和2年11月19日	"
4 鉛及びその化合物	令和2年11月2日	0.01未満	0.1mg/L以下		令和2年11月19日	"
5 六価クロム化合物	令和2年11月2日	0.05未満	0.5mg/L以下		令和2年11月19日	"
6 砒素及びその化合物	令和2年11月2日	0.01未満	0.1mg/L以下		令和2年11月19日	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	令和2年11月2日	0.0005未満	0.005mg/L以下		令和2年11月19日	"
8 アルキル水銀化合物	令和2年11月2日	0.0005未満	検出されないこと		令和2年11月19日	"
9 ポリ塩化ビフェニル	令和2年11月2日	0.0005未満	0.003mg/L以下		令和2年11月19日	"
10 トリクロロエチレン	令和2年11月2日	0.01未満	0.3mg/L以下		令和2年11月19日	"
11 テトラクロロエチレン	令和2年11月2日	0.01未満	0.1mg/L以下		令和2年11月19日	"
12 ジクロロメタン	令和2年11月2日	0.02未満	0.2mg/L以下		令和2年11月19日	"
13 四塩化炭素	令和2年11月2日	0.002未満	0.02mg/L以下		令和2年11月19日	"
14 1,2-ジクロロエタン	令和2年11月2日	0.004未満	0.04mg/L以下		令和2年11月19日	"
15 1,1-ジクロロエチレン	令和2年11月2日	0.1未満	1mg/L以下		令和2年11月19日	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	令和2年11月2日	0.04未満	0.4mg/L以下		令和2年11月19日	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	令和2年11月2日	0.3未満	3mg/L以下		令和2年11月19日	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	令和2年11月2日	0.006未満	0.06mg/L以下		令和2年11月19日	"
19 1,3-ジクロロプロペン	令和2年11月2日	0.002未満	0.02mg/L以下		令和2年11月19日	"
20 チウラム	令和2年11月2日	0.006未満	0.06mg/L以下		令和2年11月19日	"
21 シマジン	令和2年11月2日	0.003未満	0.03mg/L以下		令和2年11月19日	"
22 チオベンカルブ	令和2年11月2日	0.02未満	0.2mg/L以下		令和2年11月19日	"
23 ベンゼン	令和2年11月2日	0.01未満	0.1mg/L以下		令和2年11月19日	"
24 セレン及びその化合物	令和2年11月2日	0.01未満	0.1mg/L以下		令和2年11月19日	"
25 ほう素及びその化合物	令和2年11月2日	1未満	10mg/L以下		令和2年11月19日	"
26 ふっ素及びその化合物	令和2年11月2日	0.8未満	8mg/L以下		令和2年11月19日	"
27 1,4-ジオキサン	令和2年11月2日	0.05未満	0.5mg/L以下		令和2年11月19日	"
28 フェノール類	令和2年11月2日	0.5未満	5mg/L以下		令和2年11月19日	"
29 銅及びその化合物	令和2年11月2日	0.3未満	3mg/L以下		令和2年11月19日	"
30 亜鉛及びその化合物	令和2年11月2日	0.2未満	2mg/L以下		令和2年11月19日	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	令和2年11月2日	0.5未満	10mg/L以下		令和2年11月19日	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	令和2年11月2日	0.5未満	10mg/L以下		令和2年11月19日	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	令和2年11月2日	0.2未満	2mg/L以下		令和2年11月19日	"
34 水素イオン濃度	令和2年11月2日	7.1	5以上9以下	-	令和2年11月19日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和2年11月2日	0.5	5日間の600mg/L未満	0.5	令和2年11月19日	"
36 浮遊物質質量(SS)	令和2年11月2日	1未満	600mg/L未満	1	令和2年11月19日	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	令和2年11月2日	1未満	5mg/L以下		令和2年11月19日	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	令和2年11月2日	1未満	60mg/L以下		令和2年11月19日	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

#### 4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和2年11月25日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和2年11月25日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和2年11月25日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和2年11月25日	浸出水調整槽	無
	令和2年11月25日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

#### 5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測定結果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		最終処分場					
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	令和2年11月2日	0.00043 pg-TEQ/L		10pg-TEQ/L以下	令和2年11月19日	年1回	
措置の必要性	—						

#### 6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回



# 福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和3年1月31日)

(追記日:令和 年 月 日)  
福岡都市圏南部環境事業組合

## 1 処分した廃棄物 (令和2年12月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	117 台
重量	1,110.62 t

## 2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和2年12月9日	62	21	8.9	-	0.1	令和2年12月22日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

## 3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	令和2年12月3日	7.4	5以上9以下	-	令和2年12月14日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和2年12月3日	0.7	5日間の600mg/L未満	0.5	令和2年12月14日	"
36 浮遊物質質量(SS)	令和2年12月3日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和2年12月14日	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

#### 4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和2年12月23日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和2年12月23日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和2年12月23日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和2年12月23日	浸出水調整槽	無
	令和2年12月23日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

#### 5 ダイオキシン類の測定

測定結果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度					10pg-TEQ/L以下		年1回
措置の必要性	—						

#### 6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

# 福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日: 令和3年2月28日)

(追記日: 令和 年 月 日)  
福岡都市圏南部環境事業組合

## 1 処分した廃棄物 (令和3年1月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	52 台
重量	495.62 t

## 2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和3年1月13日	65	24	9.9	-	0.1	令和3年1月18日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	〃
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	〃
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
8 シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
措置の必要性	なし							

## 3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	〃
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	〃
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	〃
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
34 水素イオン濃度	令和3年1月8日	6.5	5以上9以下	-	令和3年1月18日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和3年1月8日	1.0	5日間の600mg/L未満	0.5	令和3年1月18日	〃
36 浮遊物質質量(SS)	令和3年1月8日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和3年1月18日	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

#### 4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和3年1月27日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和3年1月27日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和3年1月27日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和3年1月27日	浸出水調整槽	無
	令和3年1月27日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

#### 5 ダイオキシン類の測定

測定結果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	—	—			10pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						

#### 6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

# 福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和3年3月31日)

(追記日:令和 年 月 日)  
福岡都市圏南部環境事業組合

## 1 処分した廃棄物 (令和3年2月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	76 台
重量	720.11 t

## 2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和3年2月3日	75	22	8.7	-	0.1	令和3年2月8日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	〃
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	〃
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
8 シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	〃
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
措置の必要性	なし							

## 3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	〃
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	〃
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	〃
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
34 水素イオン濃度	令和3年2月8日	7.0	5以上9以下	-	令和3年2月18日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和3年2月8日	0.7	5日間の600mg/L未満	0.5	令和3年2月18日	〃
36 浮遊物質質量(SS)	令和3年2月8日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和3年2月18日	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

#### 4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和3年2月24日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和3年2月24日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和3年2月24日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和3年2月24日	浸出水調整槽	無
	令和3年2月24日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

#### 5 ダイオキシン類の測定

測定結果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	—	—			10pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						

#### 6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

# 福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和3年4月30日)

(追記日:令和 年 月 日)  
福岡都市圏南部環境事業組合

## 1 処分した廃棄物 (令和3年3月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	148 台
重量	1,405.97 t

## 2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定結果					測定結果の得られた年月日	測定頻度
		採取場所			地下水等適合基準			
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	令和3年3月3日	59	20	5.6	-	0.1	令和3年3月12日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

## 3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			1 カドミウム及びその化合物	-		
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 砒素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふっ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	令和3年3月4日	7.2	5以上9以下	-	令和3年3月11日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和3年3月4日	0.9	5日間の600mg/L未満	0.5	令和3年3月11日	"
36 浮遊物質質量(SS)	令和3年3月4日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和3年3月11日	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

#### 4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	令和3年3月24日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和3年3月24日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和3年3月24日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和3年3月24日	浸出水調整槽	無
	令和3年3月24日	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

#### 5 ダイオキシン類の測定

測定結果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)		水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度	
ダイオキシン類濃度	—	—		10pg-TEQ/L以下	—	年1回	
措置の必要性	—						

#### 6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果(m <sup>3</sup> )	測定頻度
残余の埋立容量	令和3年3月31日	462,445	年1回